

臺灣總督府
臨時情報部

報部

記
魚

昭和十四年九月二十二日第...
昭和十四年九月一日發行 (毎月一日、十一日、廿一日發行)



- ☆興亞奉公日に際して
森岡總務長官
- ☆支那事變と臺灣に於ける増稅
減免等の概要
財務局稅務課
- ☆物資動員計畫に就て
總督官房企畫部
- ☆臺灣農業義勇團の歸還に際して
臺北州臨時情報部

◇旬間日誌

◇地方情報

九月上旬號

(第七十二號)

国民生活綱要

興亞奉公日

- | | |
|--------|--------|
| 一 早起勵行 | 五 國語尊重 |
| 二 報恩感謝 | 六 資源愛護 |
| 三 大和協力 | 七 時間嚴守 |
| 四 勤勞奉公 | 八 節約貯蓄 |
| | 九 心身鍛鍊 |

實施日 每星期一

八月二十日(日)

○江南の野で奮闘、貴重な體驗に輝く
第一回農業義勇團、晴の歸還をなす
▽支那事變犠牲者特別賜金請願規定改正され恩典に浴するもの、範圍擴大さる
▼滿蒙國境の敵機撃墜數、第一次ノモンハン事件以來本日迄、僅に一千機を突破

八月二十一日(月)

○皇軍將兵への感謝、慰問袋の合理化を圖るべく、時局ボスターと慰問品展示會を開催、臺北市商工會議所
○獨逸の銀翼使節、臺北出發歸還の途につく
○總督府主催による、全島少年團合同野營訓練、東草山の山猪湖で開始さる
▽日英會議に關する英政府側の聲明に對し、帝國政府、外務省發表の形式でその矛盾撞着を駁論す

旬間日誌

八月二十二日(火)

○内地に即應、神社行政機構を擴充すべく、臺灣神職會より總督府に陳情
八月二十三日(水)

○時勢の推移に即應して本島に義務教育制度の爲め、總督府に調査委員會設置さる
▼海南島の政治、經濟の中心地海口市に特別市政府成立す
▼獨ソ不可侵條約正式に調印さる
— 歐洲各國の反響甚大 —

八月二十四日(木)

○臺灣物價専門委員會規則公布さる
▼ダンチヒ合併に前進すべく、獨政府新法令を發す

八月二十五日(金)

▼故伏見宮妃陛下殿下の御葬儀執行はせらる(御葬は永久に豊島ヶ岡に神鎮まらせ給ふ)
▼米穀統制法第四條第一項の決定により、米穀の最高販賣價格決定、臺灣米現物にも最高價格設定
▼日英會議へは第三國の介入拒否する旨、加藤公使より英大使に通達す

英國の對獨態度強硬、英波相互援助條約調印成る
八月二十六日(土)

○總督府主催による全島少年團合同野營訓練終了
▼ニッポン號羽田を勇躍出發、世界一周の壯途に就く
八月二十七日(日)

○廣東支那人小學校男子教員視察團一行來臺
○臺北水上競接臺灣代表出發
▼畏し聖上陛下の御精勵、只管に帝國の進運に御軫念あらせらる

八月二十九日(火)

▼國際新情勢に對處し、政治の新規一轉を期す爲、平沼内閣總辭職
八月三十日(水)
▼大命降下、阿部新内閣誕生

外國は印▼ 内國は印▽ 内島は印○

興亞奉公日に際して

森岡 總務長官

支那事變勃發以來早くも二年二箇月を経、御稜威の下皇軍は未曾有の戦果を收めつゝありますことは感謝感激に堪へませぬ。

此の間に陣歿された英靈に對し滿腔の感謝を捧ぐると共に第一線に活躍さるゝ將兵各位の愈々武運長久を御祈り致す次第であります。又銃後に於ける島民諸君はよく時局を認識し、國民精神總動員の趣旨を體し幾多感激に充ちた事例を見聞致しますことは最も意を強く致す次第であります。例へば本島青年團員諸子が公共用地の奉仕に率先參加し、眞に流汗の苦業を克服しつゝあるが如き、又應召家族遺族の家業に對し日課を定めて勞力奉仕を爲しつゝあるが如き或は金の集中及資源確保に關する協力、各種軍用資材の調製供給等に男女青年、主婦の方々等相競ふて成績の向上を企圖しつゝあるが如きは本島の最も誇りとする處であります。

この秋に當り政府は新に興亞奉公日を設立し、内閣告諭を發して全國民に對し關東大震災記

念日たる本日を創めとして毎月一日を期し戰場に在る將兵各位の勞苦を心とし自肅自戒、以て日常生活の上に具現し、一億の同胞一心一體となり興亞の大業翼賛に我が傳統的精神力を集結して國家總力の發揮に努められんことを要望して居るのであります。

總督府と致しましては政府の方針に則り國民生活綱要九項を決定致したのであります。即ち

- 一 早起勵行
 - 二 報恩感謝
 - 三 大和協力
 - 四 勤勞奉公
 - 五 我が國語尊重
 - 六 資源愛護
 - 七 時間嚴守
 - 八 節約貯蓄
 - 九 心身鍛鍊
- であります。

黎明に起き、神社に參拜して皇軍將士の武運長久を祈願することは前綱要の早起勵行と心身鍛鍊とを實行することとなり、又服装、食事を質素にし酒なし日として自肅し、これ等節約したる金を貯蓄すること、なれば節約貯蓄の實行となるのであります。

殊に國語を尊重し之を愛用する心構へを一段と強化することは本日を記念する上に最も緊要であります。東亞新秩序の建設は畢竟日本文化の精華を發揮し、以て東洋文化更生再建を圖るにあり而して日本文化の基礎をなすものは即ち我が日本語であります。國語の修得と常用に就ては充分の努力を切望して已みませぬ。

茲に本日の記念すべき日に當り島民諸君と共に心を新にし政府の方針に則り、一心奉體の赤誠を堅持し、全島を擧げて興亞奉公日の眞意義を發揚されんことを切望する次第であります。

支那事變と臺灣に於ける 増税減免等の概要

(上)

財務局 稅務課

はしがき

昭和十二年七月盧溝橋事件の勃發に因り、政府は該事變費の財源の一部として取りあへず北支事件特別税を創設したが、不幸にして帝國の事件不擴大の努力は水泡に歸し、事變は遂に中南支に擴大するに及び、所謂北支事變は一轉して支那事變となり漸次長期戰の體制を採るに至つた。於茲昨昭和十三年度に於て臨時軍事費特別會計を設け巨額の公債を發行する一方第二次の増税を斷行して、物心兩方面より銃後國民の協力を要望した。而して今次事變は今や再轉して所謂興亞長期建設の新段階に進展したが故に、政府は更に第三次

の増税を決意し去る第七十四帝國議會の協賛を経て右に關する各法令を本年四月一齊に施行したのである。臺灣に於ても事變勃發以來終始他の各外地と共に政府の趣旨に鑑み進んで之に協力順應し以て舉國一致、時局擔當の實を擧げて來た次第であるが、各法令の實施に當つてはいろ／＼の臺灣特殊の事情が考慮せられてゐるのである。

以下事變以來本島に於ける増税及負擔緩和等に關する改正稅令等の概要を述べて讀者の參考に供したいと思ふ。

第一節 昭和十二年の増税と減免稅

一 北支事件特別税の創設

既述の如く北支事件費の一部に充つる爲昭和十二年八月十二日から施行せられたもので、實施期間を一年限り又は昭和十二年度限りとする臨時稅で、其の施行期間は極めて短いのであるが、顧みるに其の有する意義は極めて重要であつて即ち其の後行はれた昭和十三、十四年の増税の前奏曲をなすものといへやう。其の内容は、

- 一、所得特別税 稅率
 - 第一種 第一種所得稅額 百分ノ十
 - 第二種 第二種同 百分ノ五
 - 第三種 第三種同 百分ノ七・五
- 二、臨時利得特別税 稅率
 - 法人 臨時利得稅 百分ノ十五
 - 個人 同 上 百分ノ十五
- 三、利益配當特別税 稅率
 - 配當金中配當率年七分超過額 百分ノ十
- 四、公債及社債利子特別税 稅率

國債利子、利率年四分超過額 百分ノ十
國債以外の公債及社債利子 百分ノ十
利率年四分五厘超過額

五、物品特別税 稅率

- 第一種物品 小賣價格 百分ノ十二
- 第二種物品 製造場より移出價格百分ノ二十

(臺灣に於ては臺灣樂器にも課稅することゝせらる)

以上の増税に依り約百萬圓を北支事件費財源として一般會計に繰入れることになつたのである。

二 從軍軍人及び軍屬に對する租稅の減免及び徵收猶豫

出征したる軍人及び軍屬に對する優遇の方法として昭和十二年十月より施行せられたもので、戸主は勿論其の同居家族の出征の場合にも適用せられ、第三種所得稅、營業稅及び地租に對する減免並に所得稅及營業稅に對し徵收猶豫の特典を與へられたものである。

第二節 昭和十三年の増税と減免税

一 臨時利得税の増徴

北支事件特別税の臨時利得特別税の廢止後引續き増税を行ふ趣旨で臨時利得税令を改正したのである。而して従來の利得を甲種利得となし、其の税率を法人百分の十七・二五に、個人百分の十一・五に引上げ、新に昭和十一年前三箇年の平均利益を超過する利得を乙種利得とし之に對し法人百分の三十、個人百分の二十の税率を以て課税することとせられたのである。

二 支那事變特別税の創設

時局の進展に伴ひ北支事件特別税を廢し新に支那事變特別税を創設し昭和十三年四月より施行することとなつた。即ち所得税、法人資本税、砂糖消費税、物品税、酒類出港税の増徴と通行税並に入場税及び特別入場税の創設を内容とするものである。尙利益配當税と公債及社債利子税は、従來の北支事件特別

税に於ける利益配當特別税又は公債及社債利子特別税と實質は同一で只名稱が變つた丈である。

一、所得税の増徴

1 第一種所得税

普通所得税、清算所得税に付ては二割二分五厘（同族會社の加算税に付ては第三種所得税との權衡上増徴割合一割三分五厘）の増徴超過所得税に付ては一割の増徴である。

2 第二種所得税

甲 國債の利子

利率年四分以下ものは増徴せず

同 四分を超ゆるもの税率「百分ノ二」を「百分ノ二・五」に増徴

國債以外の公債の利子

利率年四分五厘以下のもの税率「百分ノ六」を「百分ノ六・五」

同 四分五厘を超ゆるもの税率「百分ノ六」を「百分ノ七・五」に増徴

同 四分五厘を超ゆるもの税率「百分ノ六」を「百分ノ七・五」に増徴

社債の利子

利率年四分五厘以下のもの税率「百分ノ七・五」を「百分ノ八」

同 四分五厘を超ゆるもの税率「百分ノ七・五」を「百分ノ九・五」に増徴

銀行預金の利子税率「百分ノ七・五」を「百分ノ八」に増徴

乙 「百分ノ十」を「百分ノ十二・五」に増徴

3 第三種所得税

臺灣に於ける特殊の事情を考慮し一割三分五厘を増徴、内地の増徴割合二割二分五厘に比し著しく低くなつてゐる。

二、利益配當税 公債及社債利子税は従前通り「百分ノ十」の税率據置

三、法人資本税の増徴 税率「千分ノ一」を「千分ノ二」即二割の増徴

四、砂糖消費税の増徴 大體一割の増徴とし同時に徵收猶豫期間六箇月を三箇月に短縮せられた

五、物品税の増徴 従來の課税品目の範圍を擴張

すると共に其の税率「百分ノ二十」を「百分ノ十五」に改正せられた。

即ち北支事件特別税に於ける物品特別税率「百分ノ二十」は高きに失する嫌ありとして却つて引下げられたのである。

臺灣に於て爆竹及金銀禮拜紙を新に課税品とせられたのは、此種物品の消費の狀況に鑑み國民精神總動員運動並に資源擁護の見地からであらう。尙臺灣は内地に比し一般的に物價高く、營業者も消費者も本税の創設に困り壓迫を受くる虞あるが故に、かかる事情を考慮し第一種物品中必要なものに對しては、課税最低限を内地に比し三割乃至五割程度高くせられた。

六、酒類出港税の増徴 内地に於て酒類に對し物品税として増税せられたに應じ、臺灣に於ても内地に移出する酒類に課する酒類出港税に付、一石當七圓の増徴を行ふことになつた。

一、砂糖消費税の増徴 大體一割の増徴とし同時に徵收猶豫期間六箇月を三箇月に短縮せられた

七、通行税の創設 概近臺灣内外の交通機關の發

達狀況並に通行税の本質に鑑み、内地と同様の通行税を創設し、汽車、乗合自動車及汽船の乗客に對し等級及び距離に應じ階級定額税率を以て課税することになつた。

八、入場税及び特別入場税の創設 内地に於て時局に鑑み劇場、映畫館等の入場者に對し入場税を課することとなつたに付、臺灣に於ても其の趣旨に順應して創設せられたが、課税最低限は内地より高く三十九錢とし、税率は百分の五で内地の半額になつてゐる、蓋し本島と内地とは著しく事情を異にする點を參照せられたものであらう。

以上の増税により昭和十三年度の豫算に於て約二百八十萬圓を臨時軍事費特別會計に繰入ることとなつたのである。

昭和十三年の臨時増税と同時に新に
一 五千圓を超える一時恩給又は之に類する退職給

與に付個人所得税を課税すること。

二 五千圓を超える生命保険金、郵便年金、退職手当、功勞金並に準相續の場合の不動産及船舶の贈與に對し相続税を課税することになつたが此等は今回の事變關係に因る増税ではないので、從來屢々問題となつてゐた負擔の不正を是正する爲の改正である。

三 地租、營業税又は礦産税に對する負擔輕減
一、自作の田畑及び養魚池の所得減少者に對する地租の輕減

二、營業收入減少者に對する營業税の輕減
三、重要礦物に對する礦産税の免除
四、混用綿絲を用ひたる織物に對する消費税の負擔

支那事變の好影響を享受異常の収益を擧げて居る者も尠くないが、其の反面に於て、中小商工業者又は自作農の中には事變の爲却つて打撃を被り著しく所得の減少を來す者が生じて居る情勢に鑑み、負擔の公正を期

する爲臨時的措置として租税輕減の途を柘いたのと、現下我國に於て必要なる重要礦物の増産奨励に資する爲礦産税を免除し、又時局下重要資源擁護の國策に則應する爲織物消費税の免除を爲さんとするものである。右は臺灣臨時租税措置令及勅令を以て臨時租税措置法の一部を臺灣に施行し昨年四月より實施せられて居る。

第三節 昭和十四年の臨時増税と負擔輕減

以上今事變勃發以來二回に涉つて行はれた臨時増税及び減免税に關する法令の梗概を述べたが、次に本年四月より施行せられた第三次の増税及生産力擴充等の爲の負擔輕減に付解説を試みることにしやう。

因に今回の増税に於て負擔輕減に因る減税を差引き初年度約百八十萬圓、平年度約二百萬圓を臨時軍事費特別會計へ繰入れることとなつたのである。

先般改正せられた關係法令は左の如く律令三件及勅令三件である。

一 臺灣支那事變特別稅令の改正

本年三月律令第二號を以て改正せられた。其の要旨は

- 一、利益配當税の増徴
- 二、公債及社債利子税の増徴
- 三、物品税の増徴
- 四、酒類出港税の増徴
- 五、建築税の創設
- 六、遊興税の創設

二 臺灣臨時所得稅令の改正

臨時利得稅增徴の爲、律令第三號を以て改正

臺灣臨時租稅措置令の改正
律令第四號を以て改正、時局に緊要なる生産力の擴充及産業の振興等に關する負擔輕減の爲。

四 昭和十三年勅令第二百七號（支那事變特別稅法の一部を臺灣及樺太に施行するの件）の改正
砂糖消費税及び印紙税を増徴する爲、本年四月勅令

第百六十七號を以て改正せられた。

五 昭和十三年勅令第二百八號（臨時租稅措置法の一部を臺灣に施行するの件）の改正

織物消費稅の輕減に關するもの、本年四月勅令第百六十八號を以て改正

六 大正十一年勅令第五百二十六號（間接國稅犯則者處分法を臺灣に施行するの件）の改正

本年四月勅令第百七十七號を以て改正せられた。要旨は間接國稅犯則者處分法に於ける間接國稅として新に遊興稅を追加したものである。

第一款 増稅關係

一 臨時利得稅の増徴

今回増徴の主眼は、(一)事變利得の増徴、(二)船舶及び鑛業權の讓渡利得の課稅に在るが、此處で一應本稅の沿革を略述することとす。

往年歐洲大戰中我國は交戰國でありながら一方國際經濟上極めて有利な地歩を占め、大正七八年の頃は其

の絶頂に達したかの觀あり、文字通り黄金時代を現出した。従つて所謂船成金、鑛山成金、染料成金、等々大小の成金簇出し彼等は有頂天となりて大道を闊歩したものである。茲に着眼した政府は戰時利得稅なる臨時稅を創設して此等戰爭成金の異常利得に對し特別課稅を爲し、國家財政上非常なる貢獻を齎した事實は、今尙吾人の腦裏に新なるところである。今日行はるゝ臨時利得稅はこの戰時利得稅の流を汲んだものである。即ち昭和五年金輸出再禁止を轉期として、之れまで不況に沈淪してゐた我が國經濟界は、勃然として景氣を挽回し、次で滿洲事變以來軍需工業の活況を呈するに至り、所謂跋行景氣を出現した。よつてこれ等時局の好影響に因り増大した部門に課稅し國民負擔の是正を圖る目的で、昭和十年内地に於て創設せられた。臺灣に於ても同年臺灣臨時利得稅令を制定し、昭和六年以前三年の平均利益に對する超過利益に對し、法人百分の一、個人百分の八の稅率を以て課稅することに

に依る増徴に伴ひ、臺灣に於ても稅率を法人百分ノ十五、個人百分ノ十に引上げた。然るに偶々同年七月北支事變の勃發に因り、内地と同様臨時利得特別稅として法人個人共臨時利得稅額の百分ノ十五を増徴することになつたが、更に昨年内地に於ける臨時増稅に順應して稅率の引上げを爲すと共に新に事變利得と謂ふべき乙種利得に課稅することになつたことは前に述べた如くである。

さて今回の改正は

第一、新に個人(船舶製造中のものを含む)又は鑛業に關する權利若は設備の讓渡に因る利得(稅令の用語に從ひ以下單に讓渡利得と稱す)に對し課稅せらるゝこととなつた。即ち昭和十四年一月一日以後讓渡した者に對し讓渡に因る收入金額より取得價額、設備費、改良費其他讓渡に關する必要の經費を控除し、更に二千圓を控除した殘額の二割五分を讓渡の都度徵收するのである。法人の場合は前記の如き讓渡利得は總て益金に算入せられるから従前から課稅の對象にされて

ゐたが個人の場合には臨時的な所得として課稅せられなかつた。又二千圓を控除するのは個人の營業に對する臨時利得稅と同様にしたのである。尙營業として船舶の讓渡を爲す者即ち船舶製造業者の如き者はたとひそれが個人であつても従來既に課稅せられて居るから、重複課稅を避くる爲讓渡利得には課稅せられない。又此の新課稅の爲今後探鑛熱を冷却さす様なことがあつては國策上山々しき問題となるが故に、本年一月一日以降に於て鑛區の分割、合併又は分合に依らずして自己が原始的に取得したる鑛業權の讓渡に付ては課稅しない。尙ほ讓渡利得に對する利得稅は、支那事變終了の年の翌年十二月三十一日迄の讓渡に因る利得に對する分限りである。

第二、會社の昭和十二年一月以降の増加資本に對する平均利得の計算方法の改正である。即ち既存會社の増加資本と新設會社の資本とは均しく新に企業に參加したものであるに拘はらず、從來の規定では利得金額算定の基礎となる基準利益の計算方法が相違して居た

爲め兩者の間に不均衡な課税となり従前から非難があつたのである。今回の改正により此の不均衡を是正すると同時に、利得税の増徴を計つたのである。尙右の改正を理解し易からしむるため左の例により説明することとすやう。

例へば某會社の乙既往事業年度（昭和九、十、十一年）の平均資本金額百五十萬圓、此の平均利益率一分五分、現事業年度の資本金額二百萬圓、此の平均利益率二割である場合には、舊令に依ると増資せる部分の乙種利得は五十萬圓の一割五分（乙既往事業年度の平均利益率）、即ち七萬五千圓を現事業年度の増資分利益十萬圓より差引きたる二萬五千圓である。然るに前例に於ける増資額五十萬圓を以て別に會社を新設したとすると、昭和十二年一月一日以降新設された會社の乙既往事業年度の平均利益率は一割と決定されてゐるので、此の場合の乙種利得は五十萬圓の一割、即ち五萬圓を現事業年度の利益即ち十萬圓より差引いた残額五萬圓となり不公平な結果となる。甲種利得の計算に付て

も同様である。尙注意すべきは、甲又は乙既往事業年度の平均資本と昭和十一年十二月末日に於ける資本金額との間に増減ある場合には、何れが多額なるものを以て現事業年度の資本金額と比較して、夫々甲又は乙既往年度平均利益を算出する點である。之は昭和十二年以後即ち事變に因る利得の増徴を目的とした結果である。

第三、法人個人の兩利得に對し何れも税率を引上げたことである。税率は左の如く増徴割合は前に述べた如く乙種利得就中法人の乙種利得が最も増徴せられたのである。

區	分	舊税率	改正税率	引上率
法人	甲種	七五%	一〇〇%	一%
同	乙種	三〇%	四〇%	三%
同	資本金十萬圓以下の法人乙種	三〇%	四〇%	三%
個人	甲種	二五%	三〇%	二〇%
同	乙種	一〇%	一五%	五〇%

二 支那事變特別税の増徴
 (一) 利益配當税の増徴 比較的高率配當の受領者

に對し事變費を負担せしむるの趣を以て一昨年八月臺灣北支事件特別税令により利益配當特別税として創設せられ、臺灣に本店を有する法人から支拂を受ける配當金中配當率七分の割合を以て算出したる金額を越える金額に對し一割の課税をなしたが、昨年臺灣支那事變特別税令の制定に伴ひ利益配當税と改められたものである。此の種高率配當金に付ては、此の際税率の引上げを行ふのを適當と認め、配當金一年一割を超過する部分の金額に對する税率を百分の十五に改められたのである。

例へば一株五十圓拂込済株式の半期配當の場合に付て計算して見ると、次の通りである。

配當分	一年一割	一年二分	一年一割五分
配當金額	二五〇〇〇	三〇〇〇〇	三三七五〇〇
再税額	〇七五〇	〇二五〇	二〇〇〇
増徴税額	〇七五〇	〇二五〇	〇六二五
改正税額	〇七五〇	二五〇〇	二六二五

(二) 公債及社債利子税の増徴 昭和十二年八月、

臺灣北支事件特別税令により公債及社債利子特別税として利益配當特別税との權衡上設けられたものである。即ち高率配當金に對して課税する以上、高率な公債又は社債の利子に對しても課税するに非ざれば、所謂産業資本と金融資本との負擔に不權衡を來し妥當でない。加之近來低金利の進行に伴ひ、高利の公債、社債は漸次借換へられつつある際、従來通り高利のまま、で残つて居るものは、比較的有利な條件を有すること勿論である。本税も昨年臺灣支那事變特別税の制定により公債及社債利子税と改められ今回利益配當税の増徴に伴ひ税率を百分の十五に引上げられたのである。

(三) 砂糖消費税の増徴 砂糖の過半は菓子等の原料に用ひられる實情に在り、其の消費額も年々増加の傾向にあるので、此の際約一割の増徴を行はれた。臺灣では従來より砂糖消費税法を施行し内地と同一税率で課税して居る。尙今回の増徴後に於ても砂糖の税率は大體に於て日露戰役の經濟當時に比し尙幾分低いのである。

参考の爲砂糖消費税率の最近の沿革を示せば次表の如くである。

種類	區分	昭和七年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		
		税率	増徴率	税率	増徴率	税率	増徴率	税率	増徴率	
糖	砂糖	第一種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
			1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
		第二種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
			1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
		第三種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
			1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
	第四種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	
		1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	
	蜜糖	第一種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
			1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
		第二種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
			1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%
第三種		1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	
		1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	
第四種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%		
	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%		
水	第一種	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	
		1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.80%	0.11%	1.70%	0.11%	

(以下次表)

物資動員計畫に就て

總督官房企畫部

前號には戦争目的を一層効果的に集中し得る爲の經濟機構の再編成につき、資金・勞務の各分野に互つて説明をなし、平時態勢より戦時態勢に移行しつつある状態の大體を述べ、これと並んで總體經濟再編成の大綱を示す物資動員計畫について解説を試みましたが、本號では更に物資動員計畫をその細目に互つて説明し、臺灣との關係につき一言附記することにしました。

更に我國は先にも述べたるが如く、今回の支那事變に依り單に一蔣政権の覆滅を期するものではなく、東亞に新秩序を建設せんとするものなるが故に將來の國防に備

へ又大陸開發の經濟力を涵養するの要があるのであります、而して之が爲には前にも述べたるが如き我國經濟海外依存性を強引に克服するの要があるのであります。即ち單に當面の軍需を充足するに止らず進んで將來に備ふる軍の需要に應ずると共に軍需及基礎生産資材の急速なる増産を實現せしむる様考慮するの要があります。昭和十三年設定せられ昭和十六年を目標とし現に着々進捗しつつある日滿支生産力擴充計畫は即ち此の要求に應ずるものであります。

此の機會に於て生産力擴充計畫に一言觸れたいと思ひます。此の計畫は重要國防資源に付我勢力圏内に於ける

工作機械 二六〇 機關車 一三〇
羊 毛 三四〇

自給自足の確立に務め以て有事の場合に於ても第三國資源に依存することなからしむるを主眼とするものであります。

計畫資源と其の増産の目標に就ては先議會青木總裁が發表して居りますが

(一) 十六年に於て自給の域に達せしめんとするもの昭和十三年の生産を一〇〇とし

普通鋼	一六〇	特殊鋼	二〇〇
銅塊	一七〇	鉄塊	二〇〇
鐵鑛石	二五〇	石炭	一三〇
マグネシウム	一〇〇〇	鉛	一九〇
亜鉛	一七〇	錳	一二〇
硫安	一四〇	自動車	五〇〇
製紙パルプ	二二〇	人絹パルプ	三二〇
客車	一七〇	貨車	一五〇
銅	二〇一	錫	二〇〇
自動車用ガソリン	三〇〇	人造石油	三、〇〇〇
重油	一四〇	人造重油	九〇〇
無水酒精	一、三〇〇	苛性曹達	一四〇
工業鹽	六五〇	金	一二〇

(二) 自給自足に近き程度に増産せんとするもの

現在政府があらゆる努力を拂つて實現せんとして居るのは今述べた生産力擴充であります。本計畫には一〇〇億圓の資金を要するであらうと云はれて居りますが、何れにせよ莫大なる資金と物資を要することは事實であります。然も之が實現を圖るは我國に取リ現在一の至上命令なのであります。事變を戦ひつゝ生産力擴充の實現を圖らねばならないと云ふ事實、物動計畫の重視せらるゝ所以のものは又茲に存します。事變發生以來物動計畫は既に四回設定せられて居ります。即ち第一回に設定せられたのは昨年一月十六日に決定を見た昭和十三年物動計畫であります。本計畫は其の内容も比較的簡單であり十三年中に於ける輸出と金現送可能量其の他より綜合して輸入量を抑へ之と國內生産、在庫額、回收額等と合して一箇年間の物資の供給力を計算し需要方面も軍需優先を原則として供給額に足りない部分支民需を壓縮した程度のものであり、計畫資源も少

なく、いはば初歩的なものであつたと云ふ事が出来るのであります。然るに計畫設定後どうも輸出が思ふ様に延びない、従つて初め計畫した丈輸入出来ないといふ事に成つて参りました一方、軍需は戦線の擴大に連れ著しく見積りより増大して参りました關係上一部計畫を改訂致したのであります。昨年六月決定を見た改訂物動が之であります。

次に設定されましたのは本年一月決定されました暫定物動計畫でありまして、之は昨年度物動の曆年に依つて居つたのを本年度より會計年度に依ることとした爲め生じた空白の期間、一月より三月迄に適用することを目的に設定せられたもので實質的には昨年度物動計畫の延長と見られるものであります。

第四回が本年六月設定を見た昭和十四年度物動計畫であります。

次に本年度物動計畫はどう云ふ内容を持つて居るか云ふことを従前の物動計畫と比較し乍ら述べて見たいと思ひます。

本年度物動計畫は青木總裁の語る所に依ると「當面の戦争遂行上必要な軍需品を迅速に充足する外軍備を一層充實し、生産力擴充計畫を實現し、貿易を振興し、滿洲及支那の開発を促進する等に必要なる資材を供給し、以て將來に於ける綜合國力の飛躍的發展の素地を培養するを主眼とし」設定せられたのであります。即ち單に軍需を充足するに止らず進んで綜合國力の發展の素地培養に力點を置かれて計畫されたのであります。此の點は最終の目標は同一なりしにせよ現實に於ては當面の軍需充足に迫はれざるを得なかつた昨年度の物動計畫に比し一段の進歩を示すものであり、又事變が建設の段階に入つた事實に即應せるものと云ひ得ましよう。

本年度計畫に於ては需要を軍需、生産力擴充用資材、輸出原材料、四アロツク供給額、官需、民需に細別し各需要の必要最低限度に付細密なる検討を行ひ之が資材の割當を爲し、原則として相互の融通を認めず又割當資材に付ては必ず之を確保し得る方法を講じたのは右趣旨の

具現化を圖つたに外ならないのであります。

之等需要に對する資材割當の順位は軍需、生産力擴充用資材、輸出原材料を最も優先せしめ圓ブロック供給額、官需、民需は之を後順位に置いて居ります。

軍需の必要なるは云ふ迄もない所、又生産力擴充用資材の確保の必要なのは既に述べた通りであります。輸出原材料に就て云へば輸出、殊に第三國への輸出は輸入力の根幹を爲すものであり前にも述べた様に海外依存度の強い我國現在の經濟狀勢に於ては第三國輸出こそ全經濟の動向を決する重大問題であると云ひ得るのであります。

しかるに第三國貿易の示す數字は心ずしも樂觀を許さないものがあるのであります。即ち本年一月より四月に至る第三國輸出は四四九、九五〇千圓で昨年同期の四六九、二七二千圓に比し四・一％減、一昨年同期の七一五、五七四千圓に比すれば實に二三・一％の減となつて居ります。又本年同期間の輸入は七〇〇、九二〇千圓で差引二五〇、九七〇千圓の入超となつて居ります。之亦昨

年の二二四、五〇二千圓に比し約四千萬圓の増加となつて居ります。即ち政府に於て商品別リンク制、特殊リンク制、求償主義の採用、輸出補償法の擴大強化、保税制度の運用擴大等各種の輸出振興方策を講じて居る所以であります。輸出原材料の供給を確保し其の價格を抑制することが又極めて緊要事に屬します。

此の意味に於て輸出原材料も軍需生産力擴充用と相並んで優先的に資材の割當を受けて居るのであります。需要に對應するものは供給であります。供給は之を國內生産額、在庫額、回収額、輸入に區分して居ります。

元より現在供給に對し需要を充分に充足する程の期待は懸け得ないのであります。既に需要を壓縮出来る丈壓縮した後丈に供給に選算の生ずることなき様せねばならない關係上、供給の見積りには慎重ならざるを得なかつたのであります。

之を要するに計畫の内容が精細詳密となつたことは本年度物動計畫の一大特色であります。又計畫資源の如きも百四十有餘に上つて居ります。

畫の實施に當つても更に四半期毎に實施計畫を樹て飽迄も計畫の實施に遺漏なきを期して居ります。又生産擴充用資材の如きは四半期別割當は元より生産者別、工場別割當迄決定致して居ります。

從來總動員計畫と云へば多く机上の計畫だつたのであります。今や全く實際に動き現實を律する計畫となつて來たのであります。

本年度計畫の決定には企畫院を中心に各省が資料を持ち寄つて慎重案を練り約半歳を要して居りますが、又無理からぬ事情があるのであります。

次に本年度物動計畫は前年度に比し一段と需給關係が窮屈となつて居ります。

物資の供給は前年度に比し決して多くの増加は望み得ないのであります。即ち輸入力、國內生産額、回収額何れも左程の増加を望み得ず國內在庫額に至つては事變發生後の莫大なる事變的消耗に依り相當量消費し盡されて居るのであります。

一方需要方面に於て之を見れば軍需は將來の國防計畫

の整備計畫を計る必要上前年度に比し寧ろ増加して居り、別に生産力擴充用、資材輸出原材料に對し相當巨量の資材を確保したのでありますから需給關係が一段と窮屈となつたのは當然の結果であり、官需、民需は昨年比し一段と壓縮せられたのであります。

政府も本年度物動に於て國民生活の水準が一段と低下するは止むを得ずとし、唯最低限の生活維持に就ては飽迄之を確保せんことを期して居るのであります。

勿論民需は昨年度に於て相當程度の壓縮を爲して居るのでありますから果して夫以上壓縮することが出来るかどうか、國民が最低限度の生活を維持するにどの程度の物資を要するか、夫を見究めるのに企畫院方面でも非常に苦心せられたのであります。

次に臺灣に於ける物資動員計畫に一言致して置きたいと思ひます。

物資動員計畫は内外地を通ずる総合的の計畫であります。従つて臺灣の需給關係も其の一部として物動計畫の中に織込まれる譯であります。

臺灣としては一年間の計畫資源に關する生産額、又需要額の見込を調査致しまして之を拓務省を通じ企畫院に提出致すのであります。

此の調査を基礎に企畫院は臺灣に期待し得る生産額を決定し、物動計畫の供給力の一部と爲すと共に又臺灣の需要額を生産擴充用資材、輸出原料、官需、民需の各部門を通じ物動計畫の需要額中より區分割當を爲すのであります。

臺灣割當決定の際臺灣の特殊事情も無論相當加味せらるゝのであります。大體に於て内地同様の壓縮率の適用を受くることは云ふ迄もありません。

而して此の決定に基き臺灣に於て直接輸入し得る様定められたものは臺灣に於て輸入し、又内地より供給を仰ぐ物資に就ては割當數量の範圍内に於て夫々の配給方法に依り配給を受くると云ふことに成るのであります。

本年度物動計畫に於ける臺灣割當の需要量が幾許に上るやは之を明確にし得ないのであります。大體に於て必要物資の割當は之を受け得たのであります。即ち生産

力擴充計畫に於て本島には金、石油、石炭、アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、鐵鋼、バルブ、工業鹽、鐵道車輛、自動車、無水酒精、電力の増産が期待せられて居るのであります。之等の事業計畫を遂行するに足る資材の供給で確保せられた外一般民需も國民生活の最低限度を優に維持するに足る資材の割當を受け得たのであります。

先にも述べたるが如く本年度物動計畫は生産力擴充計畫の遂行と輸出の振興に力點を置き編成せられた點に特色を有し、精細詳密なること従前の物動計畫と著しく異なるものがあります。

元より如何に精細詳密なりとは云へ本計畫も一の紙上計畫たるに過ぎない供給の見積りに於て、需要の測定に於て多少の違算なきを免れまい、然し乍ら若し本計畫が其の根本に於て破綻することあらんには聖戰最終の目標達成に憂なきを保し得ないのであります。

しからば計畫遂行の備みは那邊に存するであらうか、第一は輸入力の源泉たる第三國輸出が物動に於て期待せ

る程延びない場合、本計畫は再び建て直しをなさざるを得ない、忍び難きを忍んで軍需を切るか、生産力擴充計畫の進行を遅延せしむるか、何れにするも望ましからざる結果を招來せざるを得ない。

第二は一般民間の消費的需要の増大に存する如何に配給方法を精緻に定むるも又取締を嚴にするも國民の自制に待つに非ざれば所謂開取引の横行は絶減を期し難い、生産力擴充に豫定せる物資も民需に使用せられ、又輸出原料も國內に流入し、其の結果は直接生産力擴充、輸出の振興を阻害するのみならず間接には物價を吊上げ、又結果としては生産力擴充計畫の遂行に、軍需の充足に、輸出の振興に影響を及ぼし、延ては悪性インフレを誘致し、大戰末期に於ける獨逸の狀態を現出しないとは限らない。

されば政府も輸出原材料の確保に務めると共に勞力及

資金の確保其の他あらゆる施設を講じて輸出産業の振興を計ることとした、又輸入原材料を以て生産する物資は勿論、國産品と雖も極力國內消費を抑制して輸出に向けて等積極的に輸出振興に邁進することにしたと云ひ、又必要に應じ國家總動員法の發動を強化して施策の徹底を計るとも述べて居る、事實生産流通各過程に對する統制は一層強化せられ又各般の必要なる施設が講ぜられるであらうと思ひます。

然し乍ら結局に於て國民の自覺と積極的協力あるに非ざれば計畫の完全なる遂行は期し得ないのであります。本島官民たるもの亦茲に想を致し本島に存する物的資源の總てを擧げて物動計畫の要求に應ずると共に消費節約、廢品回収、代用品の使用等の徹底を計り本計畫の完全なる遂行に協力すべきであらうと云ふべきであらう。



勇義農業臺灣

に際して

臺北州臨時情報部

此度臺灣農業義勇團が新舊團員の交替を行ひまして、先般當地を出發した新團員は夫々各地の農場に配置され直ちに作業に着手し、第一次の舊團員の大部分は最近歸還致しましたので、此際全島の皆様に、團の概略に就いて御話を申上げ度いと思ひます。お話に先立ちまして兼ねて熱誠なる御關心を寄せて戴いて居ります一般の皆様、或は直接現地に御慰問下され、或は激動文、慰問品等を送つて戴きました官民多数の方々に對し、厚く御禮を申上げる次第で御座います。

農業義勇團員は現地に於きましては軍農夫と云ふ名稱で呼ばれ、軍にて經營する農場所謂軍農場にて勤務致します。軍農場は昨年四月に参りました時は一箇所ござ



いましたが、次第に各地に設置せられましたので、只今では長江沿岸數箇所に分れて勤務致すことになりました。軍農場に於きましては蔬菜栽培を主として居りますが、果樹、漬物、養豚、養鶏も行ふに到つて居りますし、繩なひ、卵の鑑別等を課せられる事もありますから十分に機能を發揮致すやうになりますれば、多方面に互つて現地自活に貢献する事が出来る譯であります。從來主力を注ぎました蔬菜栽培に於て成功致しました主なるものは、昨年夏には山東菜、胡瓜、越瓜、秋から冬にかけてはトマト、日本大根、甘藍、結球白菜、山東菜、體菜、菠稜草、春には春大根、人参、甘藍、馬鈴薯、玉葱、葉葱、菜豆等でありました。之等は一切不潔な肥料を用ひませんので、防疫、衛生上にも意義があつた譯であります。農業は經驗に俟つ處が多いのでありますから、季節と種類の關係が明かになるに連れ、出来る種類も多くなり、收量や品質も向上して参る譯でございます。

栽培に當りましては、何しろ戦地の事でありますから、農具や其の他の材料も極簡單なもの丈しか揃へられ

ませんので、一寸したものが無い爲に非常な困難をしな
ければならない。夫を手に入れやうとすれば、内地から
長い期間かゝつて取り寄せねばならず、其間に季節は過
ぎてしまふと云つた具合で、第一次の團員はさう云ふ方
面にも種々人知れぬ苦勞を致しました。

服務上に於きましては、軍屬の待遇を受けますので、
日常の勤務、起居一切軍規に依つて律せられます。勤務
時間は冬季以外は六時起床、七時作業開始、午後七時作
業終了、九時半消燈で、冬は作業開始、作業終了が一時
間づつ短縮され、又晝休みは普通一時間でありませんが、
夏は二時間半の午睡時間が與へられます。休暇は日曜午
後で、一定の散歩區域の外出を許可され、又二週間に
交替にて一部分づつ市内外出を許されます。外出には外
出規定がありまして、時間、區域、服装、行動凡て、軍
紀の嚴肅を亂さないやう定められて居ります。例へばボ
タン一つ外れていても、ビジョウが曲つてゐても檢査さ
れると云つた程であります。又衛兵、歩哨、不寢番等の
警備の勤務も團員自身が銃を執つて言謂自隊警備を行な

つて居ります。

其他諸般の服務上の事項がありますが、凡て服務は軍
隊勤務上最重要な事でありまして、臺灣青年の教育に極
めて大切な點でありますから、大いに力を注ぎました
が、何しろ入植當時は全くの戦時状態であり、農場自體
は建設と生産に追はれ、又服装の整つたのが昨年の冬服
からでありますし、兵舎の出来上つたのは、本年の四月
と云つた具合でありまして、其他各種の設備上の事もあ
り、又組織に於ては軍隊の様に各階級の將校も下士官も
ある譯ではありませんので、十分徹底させ難い點があつ
たのは團體並に事業の性質上止むを得なかつたのであり
ます。夫に團員の國語は極初歩の状態でありまして軍
隊用語の理解は困難であります。夫で夜間教育、班長會
議、朝會、合同朝會等を通じ、作業上餘裕のある限り教
育に力を注ぎました。元より本格的の軍隊教育には比す
べくもないのでありますが、全般的の效果は十分あつた
事と認めて居ります。教育に當り特に感じました一二の
點を申し上げますと命令とは如何なる性質のものか分らな

い、命令直ちに行はると云ふ事が軍隊勤務の根本義であ
りますが、種々な個人的理由を持ち出して勝手をし度か
る、悪い積りではなくても命令の絶體性、尊嚴と云ふ様
な事が觀念的に分らないのであります。其他凡ての場合
個人觀念が先に立つのも著しい點でありました。之等は
大いに本島青年の反省すべき處であります。

給與は糧秣、被服は勿論、タオル、齒磨、便箋紙に至
る迄一切官給され、醫療は軍醫が診斷投藥し、入院を要
する者は野戰病院で手厚い治療を受けます。従つて生活
上の経費は殆んど入らない譯でありますから、手當、賞
與、支度金は出來る丈、時局認識に訴へて現地で無駄使
ひしないやうに指導致しました爲、貯金、送金の總額は
三十五萬圓に達しました。軍農場の経費の大部分を占め
るものは團員の人件費でありますから給料を貯蓄して聞
ブロック内に還すことは國策上重要であり、同時に現地
生産を日本人勞力で行ふ意義を生かす以所である譯であ
ります。

次に除隊後の團員の處置に就いて申し上げますと、滿期

に近づくに連れ團員にも將來に對する希望が出て参りま
すし、又各方面より採用の申込が澤山ありました。然し
從來の支那渡航者と異なり、除隊者として重大なる體面
上の問題がありますので徒らに就職させる方針を採らず
に、人物銓衡に重きを置き、又就職先は軍部並に國策的
機關に限る事とし民間は特別な場合以外は現地除隊を許
可しないで、其方の希望者は一應臺灣に歸還して再渡航
する事としました。軍部關係は警備隊其他の部隊通譯と
して六十四名、農場殘留百五十七名でありました。軍部
關係は採用申込みも希望者も多かつたのでありますが、
重大な責務があり又海外に於ける本島人の信望に關係が
深いので、特に優秀な者に限つた譯であります。其中前
に申しました様に年長者を通譯に、若い者を農場に残し
ました。それから中支に於ける棉の改良増産を國策的に
行つてゐる棉産改進會の技術員は全部臺灣農業義勇團出
身者がやる事になり、十六名就職せしめました。其他三
十五名現地除隊致しました。之れは漢口方面で就職した
ものや與亞院や軍官學校、大學入學等の變り種も含んで

居ります。

今度歸還しました者は、總數七二名であります。彼等は何れも戦地に於いて日本の国力の偉大さと敗戦國の惨めな姿を目の透りに見、又廢顏國支那と、秩序ある樂土、臺灣との比較を十分に觀察し、加ふるに軍紀に依り教育され、從軍の名譽を自覺して居るのであります。只今の鐵石の如き信念を十分に生かし育て、臺灣皇民化の中心として盡忠報國の道をまつしぐらに進みますやう願つて止まない次第であります。團長の憂へて居りますことの一つは、臺灣としては類例の少ない從軍者の事でありますから、從軍した事を特別な誇となし、社會上、何等かの特權ある者の如き誤認を持つ事なく自肅自戒し、かりそめにも皇軍の名譽をおとす事のないやうにと心配して居ります。何とぞ皆様にかせられましても彼等を此意味を以つて十分御善導下さらん事をお願申上げます。

先程出發しました第二次の團員は、先月の三十一日に元氣瀟刺として到着致し、各地に配置されました。先方では豫め準備して待受けて居りましたので到着の翌日から直ちに畑に出てやつて居ります。此度は十八歳から二十二歳の若い粒揃ひで、船中の病人も問題となるやうな者は全然なく、愉快にやつて居ります。宿舎其他の諸設備も出來て居りますし、服務、作業方面も萬端緒に就いて居りますので、初めから都合よく参ると思ひます。移民等の場合も同様であります。生活上、事業上の困難と闘つて、農業を切開いて行くのは全く精神の力でありまして、應召した兵隊とは又異つた意味で精神的の支持、つつかひ棒が必要であります。臺灣農業義勇團の精神力の源泉は臺灣の名譽の爲にと云ふ事であります。彼等一日として臺灣の事は忘れられないのであります。どうぞ皆様に於かせられましても末永く聲援してやつて戴き度いと思ひます。宿營中の慰安設備は殆んどないのでありますが、私が特に感じて居りますことは彼等が、宿舎で非常に書物を読むやうになつた事であります。臺灣では恐らく雑誌等讀んだこともないだらふと思はれる様な連中が盛んに青年雑誌や講談雑誌を讀んで居ります。之は日本の社會、家庭、義理、人情、義侠心、武士道等

を知らせる絶好の機會と思ひますので、一つ、各家庭で讀まれた舊雑誌を送つて戴くことは慰問には最も意味ある事と考へて居ります。

以上一人の御理解を得度く農業義勇團の概略をお話申上げた次第であります。

地方情報

臺中市の壯丁訓練

〔臺中州臨時情報部〕 臺中市に於ける昭和十五年度徴兵検査者教育は毎月十五日に實施してゐるが、八月十五日には午前八時より強行軍を施行することとなり、定刻百六十餘名の壯丁は市役所前に集合し係官に引率されて出發し、西屯、新庄子、井子頭、烏日を経由する八里の強行軍とその途中の休憩時間を利用し、勸諭奉讀その他の學科等を實施し、豪雨に濡れながら午後六時半一人の

臺中市華僑の排英講演會

〔臺中州臨時情報部〕 新東亞建設の妨害者老猶英國を排撃すべしと臺中華僑新民公會では豫ての計畫により八月二十三日午後八時より華僑公會事務所にて排英講演會を開催したが講演者は會長駱清標氏外數名であつた。

時局對應豫算の追加と

第二回州會臨時會の開催

〔臺南州臨時情報部〕 州下安平船浦設置工事は昭和十三年度より昭和十五年度迄三箇年繼續事業として工事費五六五、〇〇〇圓を以て工事施行中の處昭和十三年度の當初計畫に於ては一七六、五〇〇圓を以て昭和十四年度に浚渫船を購入する豫定なりしも時局の影響を蒙り浚渫船の購入不能となり己むなく昭和十四年一月二十一日州會の議を經、臺灣總督の認可を受け之が購入を昭和十五

「ニッポン」號の 世界一周飛行壯途につく

八月二十六日、航空日本の威力にかけて大阪毎日東京日日新聞社の純國産機「ニッポン」號は世界一周飛行の壯途についた。航程五萬五千八百軒、アジア、北、南アメリカ、アフリカ、ヨーロッパの五大陸を結び赤道を超えること二度、着陸國十九、上空通過國十七、地球上の主要國をほとんどあますところなく歴翔する行程となつてゐる。

この飛行が完成すれば距離における世界的記録をはじめ、太平洋北方コースの横斷、南北アメリカ大陸の縱斷、大西洋南方コースの横斷、アフリカ大陸の縱斷の輝かしい記録を樹立することになるのであるが、この企圖するところは航空記録ではなく、實際の親善と新しき空路の開拓の文化的使命にその眞の意義はかけられてゐる。

飛行日數三十一日間、時間にして二一五時間の豫定であるが、無事使命の達成が祈られるのである。

年度に繰延べたるも今回偶々大阪市住吉區濱口町四二番地櫻川造船所より優秀なる浚渫船を購入し得ることとなりたるを以て繼續費年期及支出方法を變更し浚渫船を購入し船溜工事の進捗を期すると共に併せて近時潮流の關係上土砂堆積し船舶の出入困難となりたる安平港口をも浚渫すべく今回豫算二三一、三〇〇圓追加及年期支出方法變更の爲昭和十四年八月十七日午前十時三十分より州廳に第二回州會臨時會を招集附議せり。

昭和十四年八月廿九日印刷
昭和十四年九月一日發行 (月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊吉
臺北市京町二丁目四十三番地
印刷所 小塚本店印刷工場

臺灣總督府官房企畫部

國家總動員法及關係法規集

本書ハ國家總動員法、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律、臨時資金調整法及外國爲替管理法、竝ニ之等ノ法律ニ基ク勅令、府令、訓令、告示、通牒等ノ臺灣關係法規ヲ輯録ス、尙法令改正ノ都度追録發行實費ヲ以テ配付ス

價格	壹圓五拾錢(送料共)
體裁	ポケット型、總クローズ、加除式
頁數	約 六百頁

臺灣總督府内

發行所 臺灣時報發行所

振替臺灣二〇七〇番

支那事變

貯蓄債券

一等割増金千五百円

一枚十四

九月十五日 十月三日 十一月七日 十二月十一日 發行
大藏省・日本勸業銀行

郵報

昭和十二年九月二十二日第三種郵便物認可
昭和十四年一月一日發行

行

(毎月一日、十一日、廿一日發行) 第七十二號